

国外にお住まい(非居住者)の配偶者がいる場合の提出方法

1. 「非居住者」とは

国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方を「非居住者」といいます。「非居住者」である方を控除対象とする場合、一定の要件があり、添付書類の提出が必要です。上記の条件に該当しない場合は、一時的に国外にお住まいであっても「国内居住(居住者)」となります。なお、配偶者や扶養親族を「非居住者」として申告した場合、源泉徴収票にその旨が記載されます。

2. 「親族関係書類」の添付

控除対象となる配偶者または扶養親族が国外居住(非居住者)の場合は、親族関係書類^(※)を紙の申告書と同封してご提出ください。

※「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。
なお、これらの書類が外国語で作成されている場合は、日本語での翻訳文が必要になります。

①戸籍の附票の写し、その他の国または地方公共団体が発行した書類、およびその配偶者または扶養親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類
(その配偶者または扶養親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限り)

3. 配偶者が国外居住(非居住者)である場合

控除対象となる配偶者が国外居住(非居住者)である場合は、紙の申告書の⑦「国外居住の有無」欄の「1. 非居住者」に○をしてください。

申告書裏面⑭「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住者である旨を記入してください。
また、「親族関係書類」を同封してご提出ください。